

出雲流神樂

東北歴史博物館

笠原 信男

はじめに

日本の国には八百万の神がいるとされる。神は、ここにいることを示す形がない。このことは仏像を、釈迦如来像、薬師如来、あるいは十一面觀音像と見分けることができるのと大きく異なる。仏像は、尊格により、姿がはっきりしている。対して、神は常に神の姿で存在するわけではない。収穫祭などで、人が神に感謝し、お願いをする際は、神を招く場、神座を用意する。

たくさんある芸能のなかで、最も神と交感するのは神楽とされる。神楽の語源は「神かみ
座くら」とする説が有力である。大槻文彦が編纂した、日本初の近代的国語辞典『言海』は神樂を「神座」の略、「神樂」の転じたもので、神事に奏す「神遊」⁽¹⁾、神座の音楽の意としている。

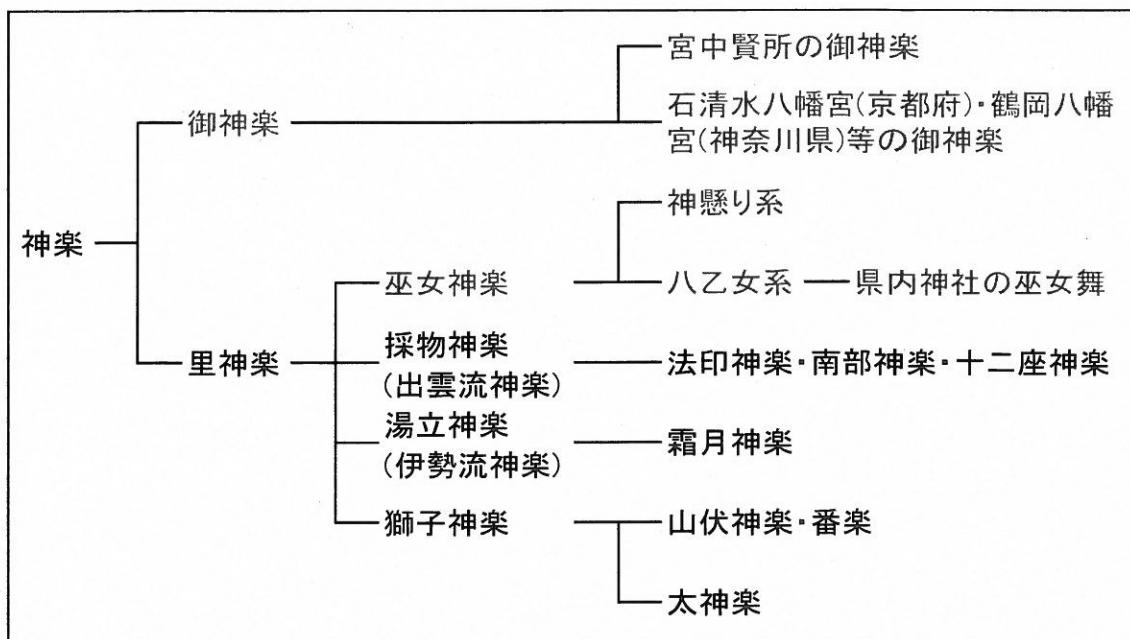
1 神楽と民俗芸能

前述したように、神楽は「神座を設けて、そこに神々を勧請し、その前で神々の鎮魂・清め・祓いなど」を行うものである⁽²⁾。「鎮魂」は「身体から遊離した、あるいは遊離しようとする靈魂を体内に呼び戻し、鎮めて、生命力を活発にすることで寿命の永続をはかる意。たましづめ、たまふりともいう」⁽³⁾。「祓い」は「心身についた汚穢や罪・災厄・疫病などを除去し清める儀礼」とされる⁽⁴⁾。神とともに、「人間の生命力の強化と復活をはかるため」の芸能が神楽とされる⁽⁵⁾。

(1) 神楽の種類

神楽には、地域で行われている民俗芸能・郷土芸能・地域伝統芸能等の呼称で呼ばれるものと、神社の神職・巫女によって神事・芸能として行われるものがある。前者はおもに、芸能活動を職業としていない者が演じる、地域で伝承している芸能である。

御神楽は主として宮中で行われる神楽で、神が依りつくとされる、榊などの採物をあがめる歌を唱え、囃し、歌い手の長がその採物を採って舞う。「榊はあとで、神楽の願主である天皇に差し上げ」、「天皇の長寿を祈る」というものである⁽⁶⁾。その由来は細男舞を舞った阿曇磯良の鎮魂作法に求められる。神功皇后が新羅へ渡航する前、水先案内のために海中に住む海の精霊、阿曇磯良を呼ぶために神遊びの場を設けた。ここで8人の乙女が舞ったのが「八乙女の舞」、顔に貝殻や海草がついた醜い顔を隠すために覆面をし、首から鞨鼓をかけた阿曇磯良が舞ったのが細男舞と呼ばれている。歴史的には、京都賀茂神社臨時祭の還立の神楽(889年)と石清水八幡社頭の神楽(寛平年中、889



第1表 神楽の区分

～897)などが宮中に導入されて 11世紀頃に誕生した。

里神楽は民間で行われるものである。巫女神楽は神に仕える巫女が舞う。古来の神懸り系とその舞が洗練されて祈祷の舞になった八乙女舞系がある。全国各地の神社で行われており、奈良市春日神社、大阪市住吉神社、島根県美保神社の巫女舞は有名である。

湯立神楽は沸騰した湯による清めを中心している。神座の近くにすえた釜に湯をたぎらせ、その湯を神々に献じ、またその湯を人々にふりかけることによって、けがれを払い清め、魂の再生をはかる。主として霜月(旧暦11月)行われるところから霜月神楽・霜月祭とも呼ぶ。この系統の神楽は明治維新まで、伊勢外宮の神楽役が行っていた湯立を主とした神楽の脈を引くところから伊勢流神楽という。長野・愛知・静岡の県境の山間部の遠山祭り・冬祭り・花祭りなどが代表的である。秋田県横手市大森町、保呂羽山波宇志別神社の霜月神楽も有名である。

獅子神楽は獅子頭をご神体としてあがめ、村々を訪れて獅子舞を行い、悪魔払いや火伏せ・息災延命を祈祷するもので、余興に古風な能や散楽などを行う。二つに分けられ、一つは東北地方の青森・岩手・秋田・山形の四県に広く行われているもので、主として山伏・修験者たちが携わった山伏系の神楽で、余興に古風な能がある。ところによって呼び名が違い、青森県では「能舞」、岩手県では「山伏神楽」、秋田県では「番楽」、山形県では「比山」などと呼び、「権現舞」・「獅子舞」と呼ぶこともある。岩手県大迫町の早池峰神楽は特に有名である。獅子神楽のもう一つは、伊勢と尾張の神楽太夫が伊勢神宮の札を配りながら行っていた神楽で、獅子舞と散楽に由来する曲芸で構成される。全国に波及し、各地で行われている。江戸時代は伊勢も尾張(熱田派)も江戸に出て

活動していたが、尾張は早くから江戸に本拠を移したので、その後、江戸太神楽と称され、伊勢のほうは伊勢太神楽という。札や御礼の米などをいれる社壇とともに移動し、札を配りながら神楽を行う。

(2) 出雲流神楽

出雲流神楽は舞人が手に鈴・扇・榊・剣・弓・幣などの採物を持って舞うものが中心である。面なしで行う、採物を主とする祈祷の舞と、面をつけて神々に扮した舞人が神話を題材にして演目を行う神楽能がある。出雲国二宮、島根県松江市の佐太神社で行われる採物舞(七座の神事)と神楽能(佐陀神能)に代表されるため、これを出雲流神楽としている。九州の高千穂神楽、中国地方の大元神楽、荒神神楽、関東の太々神楽、江戸系里神楽など、全国で行われている。

関東の出雲流神楽の源流とされるのは、埼玉県久喜市の鷲宮催馬楽神楽で、12 座、すなわち 12 番の演目からなる。宮城県を含む東北地方の出雲流神楽は関東の伝承を色濃く伝えている。特に福島県には太々神楽または十二神楽とする出雲流の神楽が多い。

「この採物神楽と能とは、主として巫女神楽の行われている近畿をとびこえて、中部、関東、東北地方にも伝えられてきているが、関東に於いては採物舞は殆ど略され、神話を仕組んだ能を主に、それも神歌や謡を殆ど略して、黙劇風に演ずるに至っている。」

「福島県に伝えられたものは、それがまた著しく舞踊化され、採物前ともども行われ、その音楽が何れも小曲ながら美しい舞踊曲をつくり出している。」⁽⁷⁾。福島県は「中通り地方の中央部にほぼ集中して約 100 か所」に、出雲流の太々神楽が伝わる⁽⁸⁾。

2 宮城県の神楽

(1) 巫女舞

県内の主な神社では、浦安の舞等が行われている。この巫女舞は昭和 15 年の皇紀二千六百年奉祝臨時祭に奉奏するために、全国の神社に伝わる神楽舞を下地にした新作で、以降、各神社で舞われるようになったものである。鹽竈神社(鹽竈市)・竹駒神社(岩沼市)・大崎八幡宮(仙台市)・護国神社(仙台市)・金蛇水神社(岩沼市)等で行われている。

(2) 伊勢流神楽—湯立神楽

大釜に湯をたぎらせ、湯笛と称する採物を採って、湯花を四方に掛けながら舞うことを基本とする。県内では伊勢流の湯立神楽として行われているものではなく、出雲流神楽の中で演じられるものがある。十二座神楽では、名取市の道祖神神楽、仙台市太白区の秋保神社神楽があり、法印神楽では登米市豊里町の上町法印神楽、石巻市雄勝町の雄勝法印神楽がある。これとは別に、祭礼に神事として行われる湯立があり、廃絶を含めると、県内 13 の神社が知られる。大崎市三本木の若宮八幡神社の湯立神事の「三輪太鼓」、加美町東小野田の飯豊神社の「三輪流」湯立神事は、加美町小野田の薬菜神社の「三輪

流神楽」の湯立(廃絶)を含め、加美郡や大崎市の鳴瀬川流域では神事・神楽の湯立が集中して行われていた。

(3) 獅子神楽

御神体としての獅子を捧持し、邪鬼を払うために火伏の祈祷を行い、息災延命等を祈願する。獅子神楽はこのように獅子を丁重にもてなす舞を基本とする。大きく二種があり、一つは岩手県・青森県・秋田県・山形県の山伏神楽・番楽である。ここでは獅子舞を権現舞と称する。これとともに、多くの神楽能も演じられる。県北部の南部神楽は法印神楽をベースにして、山伏神楽の内容も取り入れて成立したものである。南部神楽は法印神楽と岩手の山伏神楽を参考にして江戸時代後期に神楽愛好者がはじめた。今一つは伊勢(三重県)や尾張(愛知県)の太神楽で、宮城県では、県南で数団体があるのみで、他県に比べるとかなり少ない。太神楽は全国にあるが、宮城県は極端に少ない。県南に4団体で江戸時代末期以降に伝わったものである。

(4) 出雲流神楽

県内の神楽は法印神楽 23、十二座神楽 51、南部神楽 89、太神楽 4 が知られており、合わせて 167 である。太神楽をのぞいた 3 つが出雲流神楽であり、県内の神楽の 97.6% を占める。このうち、法印神楽と十二座神楽は、神官や修験等によって神社の祭礼で演じられていた神楽が、やがて、地域の人々に担われて地域の民俗芸能となった。これに対して南部神楽は、土地の愛好者が座元・庭元となって立ち上げた地芝居・歌舞伎と同様、大衆芸能の一つとして、組織化されたところから出発している。それが時を経るに従い、多くの南部神楽は地域に受け入れられ、やがて、地域の神社でも行われるようになった。

今回の祭礼と密接に関わりのある、出雲流神楽として十二座神楽と法印神楽を次章以下で取り上げる。

3 採物神楽一十二座神楽

十二座の「座」は演目のことで、12 前後の演目で構成されている神楽ということである。神楽舞台正面に神座を設ける。楽器は笛 1 ~ 3 と太鼓が 2 である。長胴で大型の締太鼓は大拍子だいびょうしといい、基本のリズムを打つ。横置きにして右の鼓面を 2 本の細いバチで小きざみに叩く。大拍子を用いない神楽では小太鼓と呼ぶ締太鼓を上から叩いている。もう一つは鉦打ちの宮太鼓で、大太鼓と呼んでいる。右の鼓面を少し上げて斜に横置きして、2 本の太いバチで叩く。

楽人は軽快なテンポで楽を奏し、法印神楽や南部神楽と異なり、神歌等を唱えることはない。演者にもセリフはなく、楽に合わせて舞う。演目には面をつけないで演じる祈祷の舞(「幣束舞」「真榊舞」「剣舞」「弓舞」「棒錆〔鉾〕」「巫女舞」等)と、面を

つけて、パントマイムで筋立を演じる寸劇風の舞（「恵比須舞・鯛釣舞」「種蒔舞等）がある。面をつけないときは逆三角形の白紙で顔を覆い、眼だけを出して演じることが多い。巫女舞は面をつける。

仙台神楽—丹波神楽系の数団体（木下白山丹波神楽・七郷神社神楽・榊流青麻神社神楽）等を除く、40団体以上で「獅子舞」を演じる。この獅子は山伏神楽の獅子舞のように神格化が顕著でなく、獅子あやしは獅子の首にまたがり、帯紐を首に巻きつけて手綱のようにして獅子を制御するような仕草をする。これは異伝の法印神楽の獅子（薬莢神社三輪流神楽・大崎八幡宮の能神楽）と共に通しており、山伏神楽の権現舞や県北海岸部の春祈禱の獅子舞とも異なる、独特の獅子舞が行われている。

宮城県の民俗芸能研究を推進した千葉雄市は県内の十二座神楽を以下の4系統に分かれている⁽⁹⁾。

- イ 仙台神楽—通町系・丹波神楽系・秋保混合系
- ロ 熊野堂系—熊野堂社家系・熊野堂蔵王修験系
- ハ 道祖神系
- ニ 松沢山修験系

仙台神楽は、古くから仙台城下で「仙台神楽」と呼ばれてきたもので、江戸の里神楽に似た軽妙さがあり、また洗練された芸風で知られる。二つの系統がある。一つは通町熊野神社神楽を主とした神楽である。他に仙台東照宮神楽がある。かつては泉区市名坂の二柱神社の神楽、青葉区堤町の天神社の神楽、石切町（八幡二丁目）の瀬田谷不動尊の神楽も通町系であった。もう一つの丹波神楽系は、若林区木下白山神社を主とした神楽である。若林区の七郷神社の神楽も同系であった。宮城野区青麻神社の神楽は榊流としているが、同系である。青麻神楽から伝えられたものに富谷市大龜の永代神楽、塩竈市の塩釜神楽がある。県外になるが、山形県東根市の若宮八幡神社の太々神楽は木下白山神社から天保7年（1836）に伝えられたものである。他の十二座神楽にある「獅子舞」がないのが特徴である。

仙台市太白区秋保の秋保神社神楽は、仙台市内の法印神楽の演目と熊野堂系十二座神楽の四方幣舞や三人剣舞を伝える。秋保馬場の愛宕神社神楽は十二座神楽の熊野堂系と丹波神楽系を伝えており、独特の内容になっている。

熊野堂神楽は、名取市高館の熊野神社の神楽で、熊野堂神楽という。関東の神楽の内容を継承している。県南の大半の神楽、少なくとも30以上はこの神楽が源流と伝えられ、県内の十二座神楽に大きな影響を与えたとされる。伝承の年代がはっきりしたものでは仙台市太白区茂庭の生出森八幡神社へ明治24年（1891）に直伝されている。名取市から南の十二座神楽の多くは、修験の芸態が強くみられる。また、熊野堂神楽にはみられない「春日舞（春日明神が鬼を退治する舞）」や「明神神子舞（巫女の舞につられて狐

の姿で明神が現れて一緒に舞う)」なども演じられる。

名取市愛島の道祖神神楽も十二座神楽の核で、他よりも多くの演目を伝え、「岩戸開之舞」「浮橋之舞」「浪之神楽」の他、「湯立之舞」など、特徴的な演目がある。角田市、丸森町は藏王修験の神楽(角田市金津神楽・丸森町田林神楽)や出羽三山・湯殿山と関りが深い朝日修験の神楽(丸森町松掛神楽・竹の内神楽)とされるものなどがある⁽¹⁰⁾。

4 採物神楽一法印神楽

(1) 神楽に見られる能の形式

神話を題材にした神楽能の形式について、神楽研究の第一人者、本田安次は出雲の佐太神社の神能の内容と能楽を比較して、その特徴を以下の四つに分けている⁽¹¹⁾。

- ①謡 が今の猿楽能と全く同じ様式のもの。これが新曲で、廿六曲中、十四曲がこれに当る。その演じ方には、明かに古風が残されてゐる。古風といふのは、ワキのみちゆき 次第や道行を、必ず囃子方が謡ふといふことである。シテの謡も最初の一言をシテ自身が発することもあるが、それを除いては殆どはじめから囃子方がうたふ。従ってこの場合、立方は身振りのみをする。なほ、囃子方が地謡をうたふのは二重に古風であらう。時に地謡方を出すこともあるのは新風によると思はれる。
- ②古い能が、殆どそのまま残ったと考へられるもの。その第一は、仮装をしたものかみうた が、曲により何人も出て、問答によってことを運ぶ。その出入には多くの神哥がうたはれる。
- ③古い能の第二は、はじめに序の語りがあり、後、その序で述べられた神々が出現して舞を演ずるといふ形のもの。少くとも、かういふ様式のものが存在してゐたことは、遠く陸前地方に行はれてゐる法印神楽の「磐戸」、「白露」、「魔王神璽」等を参照してみても察することが出来よう。
- ④も一つたてるならば、①と②の交ったもの。即ち、旧様式のものを新様式に則らしめようとしたらしいもの。

現在の能楽は舞・謡・囃子から成り立っている。謡には登場人物の台詞と地謡とよばれるコーラスの両方を担当している。この①様式の内、最も新しいのは囃子方と地謡方が分かれている形式(①-1)で、囃子方が謡も担当するのはその古い形(①-2)とする。それより古い能の様式は、曲により何人も出て、問答によってことを運ぶ形式(②)と、はじめに序の語りがあり、その後に、神々が舞う形(③)で、これらの様式は現在の能楽の①様式より古いものと見ている。

(2) 法印神楽の神楽能様式

法印神楽は江戸時代に里に住む修験が行っていた神楽に源流がある。鉾や太刀、鈴・扇などの採物を採って舞うが、祈祷を意図したはげしい足踏を主としており、他の出雲

流とは「僅かに別系のもの」とされるが「別柱を立てるには及ばず、便宜上これを出雲系」に含められている⁽¹²⁾。

祈祷の演目と演劇的な要素を持った演目があり、後者は神話等を能楽風に構成しており、セリフのやりとりが終わると仮面をはずして神に感謝する「みかぐら舞」を献じる。法印神楽はこの「みかぐら舞」を導き出すために、序の舞があるような構成で、盛り上げを意図した劇風の内容が見られるという。

法印神楽には浜の法印神楽と異伝の法印神楽がある。両者の関係は異伝の法印神楽をベースにして浜の法印神楽が生まれたとされる。浜の法印神楽は、「おおよそ 18世紀後半に成立した」と考えられ、「それ以前には異伝の法印神楽」が行われていた⁽¹³⁾。

(a) 法印神楽見られる①-2 の能(謡が今の猿楽能と同じもの)

「(初夜)異伝の法印神楽に属する、薬葉神社三輪流神楽の伝書、天保2年(1831)に記された『三輪流両部習合神楽秘伝鈔』に24演目の内容がある。そのうち、太鼓の演者も神歌を唱えるのは「初夜」・「後夜」の2つだけである。それも、シテ(主人公)が唱えた上の句に続いて、下の句を吟ずるもので、「囃子方が謡う」という形式が確立しているわけではない。

かたにおい うたをえいす ひでん しょう
剣ヲ肩負テ詠歌 但歌ノ下ノ句ハ太鼓ノ役 繼詠吟
○乗移ル神ノ心ヲトル々々ト 清地ノ山ニ習トルカナ
○吉方へ向テ建タル道場ヤ 悪魔ハヨセジ富ソ入マス (中略)

次和歌 下ノ句太鼓ノ役 続吟ス
○山ノ神 木徳天王得ミサキ ミカトノ前ノ 十五夜ノ月
○山ノ神 御館ハ何處奥山ノ 檜 杉 榆葉ノ枝」
「(後夜)(牛頭)天王ハ寅子屋ニコソ居給フ、未ノヲ申酉ニ見ル。

此所太鼓ニテ謡、申酉ニ見ル。但シ神歌ヲ躍寅ノ調子ニテ謡」⁽¹⁴⁾。

浜の法印神楽では、ほとんどの演目で太鼓を取る人(胴取)が太鼓を打ちながら神歌を唱える。セリフのない祈祷系の演目でも、舞人と胴取との掛け合いで神歌を唱える演目(「初夜」・「湯父」)がある⁽¹⁵⁾。

「初矢之神諷
○木徳タリ氣得タリ木徳大王徳御先

和泉ヨリコソ徳ハ玉ワル 楽人(舞人のこと)諷之
○萬代之種ハ在レ共句句廻馳ヲ 親ト定メシ神ノ世トシレ 同断(樂人諷)

○東方ニ明 塞ハ無キ者ヲ 同断(樂人諷)
吾ニカタセリ日廻ノ里 太鼓請諷

○千早振ル千歳ノ帶ハトキ解メ 楽人諷
扇ヲ並テ解ハトカルル 太鼓諷

「蛭兒」・「二ノ矢」・「吾兒」等は舞人と太鼓の樂人によるセリフの掛け合いで進行する。

(b) 法印神樂見られる②の能(古い能の第一、神に仮装をした者の問答でことを運ぶ。

多くの神歌がある)

現在の能楽はシテが主人公である。他の登場人物のうち、シテにかかわりのあるものをツレ、物語の筋に深く関係を持たないものをトモと呼ぶ。また、シテとともに重要な人物にワキがある。ワキは状況の説明をし、シテと会話をして物語を進めるなどの役回りを演じる。ワキは面をつけず、多くは僧侶の姿である。この他、「間狂言」という場面、すなわち能の中入り(前場と後場の2場面に分かれた間)に、物語の設定や背景、古伝承や来歴を語る、アイが出る。三輪流神樂は「神樂一組のうち、初めに出たる神をシテと云う。あとより出たる神をアイと云う。シテは舞人と云う義にして、則ち仕人なり」、「アイは合なり」とする⁽¹⁶⁾。三輪流神樂 24 演目のうち「初夜」・「後夜」を除いた 22 からセリフのない祈祷系 6 演目を除いた 16 は神々のセリフと神歌で進行される。最も多くの神が出る「垂迹」は 7 名の神が掛け合いをする。アイは 9 演目に出る。多くはシテと掛け合いでセリフを発し、神歌を唱えるが、中には「磐戸開」のように浜の法印神樂のツケと同様の役回りするものもある。シテは能楽とほぼ同じ役回りと見られる。能楽ではシテ、ワキとアイは同時に舞台上にいることはない。異伝の法印神樂、三輪流のアイの役廻りは、能楽のアイも兼ねた、ワキに近い。以下が三輪流神樂の伝書に記された「磐戸入・磐戸開」である⁽¹⁷⁾。

「(磐戸入) シテ(天照太神)如何天ツ児屋根ノ命ハ御座候ヤ哉。

合(天児屋根命)別ノ子細候ハズ。神国末世盛ナリ依テ耕作ヲ始メ給ヒト申候。如何候乎。
 合(天児屋根命)御尤ノ仰ニ候、五穀ノ種ハ天作姫⁽¹⁸⁾力作り始給ヒテ後、種持神ト
 申女神一人、下玉ヒテ諸神ノ御子ヲ取養育シ給フトコロ、諸神扱者種持ノ神腹中
 ニ五穀ノ種有思シ召シ候得テ、則チ種持神ヲ害シ申、腹中ヲ分テ見給フニ種少モ
 無御座処ニ不思義ハ此神ノ御姿ヨリ五穀ノ種出生申候。則チ取上自テ耕作ヲ
 始ム可クト存候処旱魃ニシテ水少モ無御坐時天地神祇納受ノ為一首詠シ候

天ノ川 ナイシロミツニ セキ下セ アマクタリマス タミナラハカミ
 斯詠シ候得ハ則チ雨降耕作仕候所、素盞鳴ノ尊悉ク無賴徒共引具シ國中ニ障化ヲ為
 シ五串實種ヲ損亡、苗植候得ハ丑放色々障災成為サレ候間、耕作成間敷ト存候。
 シテ(天照太神)其義ニ候ハ口惜ク候。自ラ大ノ字ノ内ニ一点打申可キ歟ト存候。
 合(天児屋根命)御尤ニ存候。去リ乍、素盞鳴ノ御内ニ采仲神ノ曰フ、大ノ字ノ内一
 点打候得ハ則チ甚タ太ト読、左様ニ候得ハ日本大一ノ神ト為申事別条讚美モ
 無間成間敷ト申候。

サラハ ヨニアリテ ウラトリ
 シテ(天照太神)然者所詮世間坐而口惜ク候間日神月神ノ炎光採テ天ノ岩窟ニ
 イリモウソウツルニテソロ 入可申候。

合(天児屋根命)尤モ然リ可へ候。

シテ(天照太神)ミナ人ハ阿字ヨリイテテ阿字ニイル アチコソモトノスミ家ナリケル
 色ニイツル 草ヤ紅葉ノハテマテモ 空ヨリイテテ クウニイルコソ」
 「(窟戸開)(天津児屋命)夫天照太神、日神月神ノ炎ヲ取テ天ノ窟ニ引籠ラセ給ヒハ、
 トコヤミ ヨルヒル ヘタデ ヒカリ
 世間常夜ニシテ夜昼ノ隔有ルベカラズ。イワンヤ鳥類畜類モ生ベカラズ候。其時、
 日本八百余ノ神達、高間カ原ニ寄集リ天ノ香山ノ真坂樹ヲ掘ニシテ、窟屋ノ前
 ニ立、上ノ枝ニハ八坂瓊ノ五百箇御統ヲ懸、中ノ枝ニハ八咫ノ鏡ヲカケ、下ノ
 枝ニハ青和幣白和幣ヲトリカケ、八百萬余ノ神達、天ノ茅纏稍ヲ手ニ持チ、常世長
 鳴ノ鳥ヲ集メ、岩屋ノ前ニテ七日七夜ノ其間、花ノ御神樂舞遊ヒ給フ。其時、天照
 太神岩戸ヲ細メニ押アケ御覽アルニ、是成炎内侍所ニ少シ映。其時、八百萬余
 ノ神、力ヲ得シ手力雄尊、岩屋ノ戸ヲ取テ、一千里カ外ヘ投越、天照太神ヲ抱取奉
 ル、則チ戸隠ノ明神ト顕レ給フ
 よろこび かく
 悅ノ歌ニ斯ハカリ
 和幣
 白ニキテ千草ノ枝ニ取カサリウタヘハ明ル天ノ岩門
 青和幣手枝ニ取シ携モノ語リ明ルヤ天ノ岩戸ヲ
 朝倉ヤ昔ヲ返ス神垣ヤ常世ノ鳥モ鳴ヤトソ聞
 明ヌ夜ノ心ナラスモ明ケルハ朝倉ト云鳥ノ鳴声
 常世ナル鳥ノ音コソ岩戸トテ光ナキ夜モ明始ナリ
 天トツル神ハ心ヲトル今日ヤ庭火ノ煙雲ト成ラン
 天ノ戸ヲ押明方ノ雲間ヨリ神代ノ月ノ影ソ残レル
 神風ヤ豊御テクラナビク四手カケテ仰クト云モカシコシ」

「(天児屋)尊此段ニテ引込、手力雄尊出ル

ソレ
 夫手力雄尊トハ我事ナリ、アラ面白ノ天ノ岩戸ヤ。

ソレ
 夫天照太神、日神月神ノ炎ヲ取テ天ノ岩屋ニ引籠ラセ給ヒ、世間常闇トナリシ事、
 一百七十九万二千四百八十六年、ウツモウタレズヒグモ引レヌ、又、天ノ岩戸ヤ只
 今コソ岩屋ノ前ニ拝ヲナシ引ヤフルヘクジヤア」

(c) 法印神楽見られる③の能(古い能の第二、はじめに序の語りがあり、次に序で述べられた神々が舞を演ずる)

本田が引用している「陸前地方に行はれてゐる法印神楽」は浜の法印神楽のことで、「序の語り」を行うのは、浜の法印神楽の伝書によればツケ(智桂・智掛・知慶)という登場者である。法印神楽独特の役廻りである。江戸時代の天保14年(1843)に記された、

気仙沼市本吉太々法印神楽の「神諷本」にある演目 29 のうち、セリフがない祈祷系のもの 6、あるもの 23、あるもののうちツケが出るもの 6 である⁽¹⁹⁾。具体的には、本田安次が記した「磐戸」・「白露」・「魔王神璽」、それに「佐々結」・「有馬舞」・「橋引」がある。なお、本吉太々法印神楽「神諷本」のツケ 6 演目には「橋引」を含めていない。

鳥帽子(所により鳥甲もある)にツケ面といわれる若い男面(所により猿田彦の赤面)を用い、採物に、ツケ用の長 1.5m の長い鉾(青竹の先に四垂を結んである。かつては先端に金属製もしくは金紙を貼った鉾先があったが今はあまりつけない)を持ったツケ(雄勝では「知慶」)が最初に出て、あらすじのセリフを唱える。

例えば、雄勝法印神楽が現在、行っている「岩戸」のツケ(知慶)のセリフは以下である。登場するのは他に、天津神・国津神・手力男命・天鈿女命・天児屋命・素戔鳴尊の、合わせて 7 人である⁽²⁰⁾。

「(知慶)そもそも神代の昔天岩戸のはじめを尋ぬるに、素戔鳴尊、日の御神の為に行跡甚だあじけなく、品々侮りなし給えば、皇の御神は岩屋に入らせ給いて岩戸を開ぎし、隠れますが故に、天の下常闇の世となるなり」

(天津神、国津神、手力雄命が登場し、それぞれ、一舞して名乗る)

「(知慶)その御時八百万の神達憂い悲しみて、天の安川原辺に集まりて、種々の議事をなし給う。天の香具山の五百枝真榦を根こじとなし、岩戸の前に立て、上つ枝には八坂瓊の五百箇御統を掛け、中つ枝には八咫の鏡を掛け下つ枝には和幣を掛け、湯を立て庭火を焚き、天児屋命は太祝詞を奉奏し、手力雄尊は岩戸の戸側に立ち、天宇豆女尊は天香山の桺を桂となし、蘿を持って手纏に掛け、笹の葉を手草となし、神懸し作俳優す。八百万の神達茅萱を振って舞給う」(天鈿女命の舞)

「(知慶)その御時天照大神は何とてかく笑ぐやとあやしみ思招して岩戸を開かせ給えれば、手力雄命は御手を給りて、瑞の新殿に遷し奉れば中つ國も照り耀き八百万の神達、やら面白やと茅萱を振って舞給う」

(手力男命が岩戸を開く)(素戔鳴尊が出る)

「(天児屋命)その御のち八百万の神達共に議つて罪を素戔鳴尊に帰し、祝部(忌部)の神達千座の置座を持って責め神祓に祓い給えや」

このセリフの内容は、江戸時代の天保 14 年(1843)に記された、気仙沼市本吉太々法印神楽の「神諷本」の「磐戸開」とほぼ同じである⁽²¹⁾。

「(智桂)

そもそもかみよ
抑 神代之昔、天之磐戸之始ヲ尋奉ニ、素戔鳴尊、日之御神ノ為ニシワザ甚
あじきなく なしたま すめらぎのおおかみ いわや とじでかくしま あめ
無レ道品々侮り為給エハ 皇 太神、天ノ磐窟ニ入セ、岩戸ヲ閉隠座ス、故ニ天力
したとこやみ 下常闇ノ夜トナル也

やおよろず うれいかなし あめのやすかわべ つどい さまざま はかりごと なしたま
 其御時、八百萬之神等、愁悲ミテ天ノ安河辺ニ集、種々ノ議事ヲ為給フ、天
 いおつまさかき ねこじ かみつえだ やさかに いおつのみつま
 ノ香具山ノ五百箇真坂樹ヲ掘ニシテ磐戸前ニ立、上枝ニハ八坂瓊之五百箇御統ヲ
 かけ やた にきて たて をたき
 懸、中ツ枝ニハ八咫ノ鏡ヲカケ、下ツ枝ニハ和幣ヲカケ、湯ヲ立、ニハビ焼、**荒**
薦ヲ敷常世ノ長鳴鳥ヲ鳴キ唱へ令ム 天津児屋根命ハ諄辞ヲ言シ、手力雄尊ハ岩戸ノ
 どわき うづめのみこと かくやま まさかき かつら なし ひかけ たしき なし てくさ
 側ニ立、鉢女命ハ香山ノ真坂樹ヲ鬱ト為、蘿ヲ以手纏ト為、笛之葉ヲ手草トシ
 わざおきをし もろとも ちかや
 テ神懸リシ、作俳優ス、八百萬之神等諸共ニ茅萱ヲ以テマイ玉ウ
 おおほし もろもろ かく らくや
 其御時、天照大神ハ岩窟之内ニテ御思召ケルハ 諸ノ神等、何トテ如是エ樂哉ト岩
 戸ヲ細目ニ開カセ給エハ、手力雄命、今此ノ御時至レリト御手ヲ玉ワリテ瑞ノ神殿
 うつ たりかがやき すてたま
 ニ遷シ奉レハ、中津国モ照輝キ、八百万ノ神等アラ面白ヤト茅萱ヲ振捨玉フナリ
 舞出玉フ、
 おんのち たちはかり ぎしておおせ やら いんべ
 其御後、八百万ノ神共議テ罪ヲ素菱鳴ノ尊ニ疑メ負テ、根ノ國ニ祓ント忌部ノ
 かみたち ちくら おきくら すえてかみはらい
 神方千座ノ置坐ヲ以神祓ニ祓給フ」

170年以上前に記された「岩戸開」と現行のものがほぼ同じということは、信じられないことであるが、これが伝承の力ということなのである。

微妙な違いもある。本吉太々法印神楽は「湯ヲ立、ニハビ焼、**荒薦ヲ敷**常世ノ長鳴鳥ヲ鳴キ唱へ令ム」と新たに「荒薦」を挿入している。さらに「茅萱ヲ振捨玉フナリ」を「茅萱ヲ振舞出玉フ」に、また、「罪ヲ素菱鳴ノ尊ニ疑メ」を「罪ヲ素菱鳴ノ尊ニ負テ」に改めている。文化4年(1807)頃とされる石巻市牧山の牡鹿法印神楽本では「荒薦」の挿入はなく、「茅萱ヲ振捨玉フ」、「素菱鳴ノ尊ニキシテ」であり、いずれも修正前と同じである⁽²²⁾。石巻市の樅崎法印神楽に関わる伝書は気仙沼からもたらされたと思われるもので、年代的には本吉の伝書が記された天保14年(1843)とほぼ同時期と思われる。この「磐戸開」も牡鹿の伝書と同じセリフであり、19世紀前半の時点で、浜の法印神楽のセリフは、揺れていた状況が見て取れる。挿入の「荒薦」は後述する雄勝の異伝の法印神楽の伝書『御神楽之大事』に「磐戸ノ前ニ、八補ノ荒薦ヲシキ、ハカタノ木ヲ立、上ノ枝ニハ神鏡ヲ掛け」とある。こうした事例をもとに推敲したのである。この部分は異伝の法印神楽の「磐戸開」が浜の法印神楽の「磐戸開」へと変化し、確立する過程を示すと考える。

次に浜の法印神楽と異伝の法印神楽を比較するために、異伝の法印神楽の「岩戸」を記す。元文4年(1739)に記された雄勝に伝わる『御神楽之大事』、「岩戸之序読之次第」である⁽²³⁾。別頁の、演目と登場する神名を記した「大嘗神樂十八番の事」に「磐戸」は「オモイカネノ尊(思兼尊・差配役)・イシコリノ尊(石凝尊・鏡作)・ウスメノ尊(鉢女尊・舞の代表)・フトタマノ尊(太玉尊・祝詞)・タチカラノ尊(手力雄尊・岩戸の開手)」の「五人にて」とある。伝書からは、どの神のセリフか不明であるが、各神の役割を考えると最初にあるオモイカネノ尊(思兼尊)のセリフと思われる。

「夫天地十二代、第一ニ國常立尊、第二ニ國狹槌命、第三ニ豐斟渟尊、第四ニ泥土尊・沙土煮尊、第五ニ大戸道尊・大戸邊尊、第六ニ面足之尊・惶根尊、第七ニ伊弉諾尊・伊弉冉尊、是は初ノ天神七代ニテミコト在。次ノ地神五代ト申ハ、第一ニ天ニ照ル太ツ神尊、第二ニカ忍穗耳尊、第三瓊々杵尊、第四ニ彦火火出見尊、第五ニ鶴鷄草葺不合尊、是ハ次ノ地神五代ニテ在。然ニ伊弉諾尊・伊弉冉尊ハ、天ノ逆鉢ヲ指シ下シ、南ノ海國ヤアラントカキ顕シ見給ニ、鉢ヲ指シ下シ、南海ニ國ニシ露、五ツ落ツ。是アビラウンケン(梵字)ト現、則チ淡路嶋也。彼嶋ヲ便トナシ、金剛舎羅山ヲ引クツシ海ニ入、七日七夜ヲフラセ、國土ヲ焼堅巳ニ新國ヲ作給。其時日本六十余州ノ大小ノ神祇、何ノ大權現、何ノ大明神ト、一々太ノ字ヲ付セ給事、權者地者ノヘダテモナク、大小ノ神祇ノ差別モ無間、自ラ大ノ字ノ内へ、一点ヲ打タセ申サント云ト。災中ノ神ノ云申セバ、日本第一ノ御神ニ無疑殊更以テ、不足成事不可有ト云々。其時天照大神ハ、世ニ有トモ初節モ無トテ、日神月神ノ光ヲ取リテ、天ノ磐戸ニ引籠セ、世間闇事、一百七十九万二千四百八十六年カ、其間、妄念寂定阿難タル闇ニ出ツカゴトク、イワンヤ、鳥類畜類モ、不可有。其時日本ノ六十余州ノ大小ノ神祇、高天力原ニ指集リ、磐戸ノ前ニ、八補ノ荒薦ヲシキ⁽²⁴⁾、ハカタノ木⁽²⁵⁾ヲ立、上ノ枝ニハ神鏡ヲ掛け、中ツエダニハ玉ヲカケ、下ツエダニハ青黄赤白黒ノ幣ヲ立⁽²⁶⁾、七日七夜、花ノ御神樂舞遊ケリ。其上大ノ字ノ内エ、一点ヲ打セ申サント云。其時天照太神ハ、天ノ磐戸ヲ細目ニ明ケ御ランズルニ、処成内待所エ光ヲ移ス、其時泉ノ國、立迦羅王ノ明神、天ノ岩戸ヲ引放シ、一千里ナケ越ス、信濃國戸隠大明神ト顕レ、亦ハ手力羅王ノ明神力ヲ得、太神トイダキトリ参ラセテ、神取大明神ト顕給、慶ノ歌ニ書計、

明ヌ夜ノ心ロ成ズニ明ケルモ彼ノ御神樂ノイワレナルカナ

明ヌ夜ノ心ロナラズニ明ケルモ朝クラ鳥ノイワレナリケリ

朝クラノ音コソ処ニ聞エルハ、今ゾヒラクル天ノ岩戸トアソバサレ候

立迦羅王明神出テ曰

立迦羅王ノ明神トハ、我事也。天神五代、地神五代者、神之御代ナルゾヤ、天照太神、天ノ磐戸ニ引籠セ、世間クラ闇事、一百七十九万二千四百八十六年也ト云。打ニモ打レス、引ニモヒカレン天ノ岩戸ナルゾヤ、磐戸ノ前ニ礼拝ナシ、天ノ岩戸ヲ引可破、イカモノニテ引」

前半は天神七代、地神五代について語る。後半に天照太神の岩戸になる。このセリフは先に見た、同じ異伝の法印神楽、薬菜神社三輪流神楽の伝書と似ている。神歌の二首目「明ヌ夜ノ心ロナラズニ明ケルモ朝クラ鳥ノイワレナリケリ」は三輪流の三首目「明ヌ夜ノ心ナラスモ明ケルハ朝倉ト云鳥ノ鳴声」と共通する歌の意である。

「六十余州」から集まつた「大小ノ神祇」の神々が舞うもので、浜の法印神楽で天錫

女命が強調されるのとは、やや趣が異なるのが異伝の法印神楽の「磐戸開」である。

おわりに

今回は、県内で祭礼に奉納される芸能を代表する神楽として、出雲流神楽を扱った。現在は、能楽は伝統芸能で、専業の役者が行うもので、民俗芸能の神楽と関連があるとは思えない。しかし、現在の能楽の形、すなわち謡による台詞・歌、舞による動き・ダンス、囃子(笛・小鼓・大鼓・太鼓)による演奏の三位が一体となる形が完成する前は、いくつかの、今とは別形式の能があった。神楽で行っている劇としての神楽能はこの別形式の能の一形態である。

法印神楽は舞人(神)によると舞踏み(手と足の動き)・セリフ、囃子による演奏・セリフによるもので、異伝の法印神楽は両者の役割がやや明確に分かれており、舞人(神)どうしのセリフの掛け合いが主であるのに対して、浜の法印神楽は舞人(神)と太鼓役との掛け合いも顕著で、同じ古い形態の能といっても、異なる面もある。いずれにしても、神楽は、祭礼に花を添えるものとして、愛されてきたのである。

注

- (1) 大槻文彦 1889 「神楽」 『言海』 ちくま学芸文庫 2004 年 p 322
- (2) 渡辺伸夫 「神楽」 『民俗小事典 神事と芸能』 吉川弘文館 2010 年 p 290
- (3) 長谷部八朗 「鎮魂」 『民俗小事典 神事と芸能』 吉川弘文館 2010 年 p 74
- (4) 新谷尚紀 「祓え」 『民俗小事典 神事と芸能』 吉川弘文館 2010 年 p 182
- (5) 渡辺伸夫 「神楽」 『民俗小事典 神事と芸能』 吉川弘文館 2010 年 p 290
- (6) 本田安次 「福島県の民俗芸能」 『福島県の民俗芸能 福島県民俗芸能緊急調査報告書』 福島県文化財調査報告書第 261 集 1991 年 p 1
- (7) 本田安次 「福島県の民俗芸能」 『福島県の民俗芸能 福島県民俗芸能緊急調査報告書』 福島県文化財調査報告書第 261 集 1991 年 p 2
- (8) 懸田弘訓 「福島県の民俗芸能の系譜と特色」 『福島県の民俗芸能 福島県民俗芸能緊急調査報告書』 福島県文化財調査報告書第 261 集 1991 年 p 5
- (9) 千葉雄市 「宮城県の民俗芸能(2)」 『東北歴史博物館研究紀要』 第 2 号 1991 年 p 36~38
- (10) 丸森町教育委員会 『つどいの庭に舞い降りた神々—仙南民俗芸能鑑賞のつどい 20 年のあゆみー』 丸森町の文化財第 28 集 2007 年 p 18
- (11) 本田安次 「佐陀の神能」 『本田安次著作集 日本の伝統藝能第二巻』 錦正社 1993 年 p 109・110
- (12) 本田安次 「採物神楽」 『日本の伝統芸能』 錦正社 1990 年 p 20・28
- (13) 笠原信男 「異伝の法印神楽とは何か」 『公開シンポジウム 宮城に息づく民俗芸能—異伝の法印神楽編一』 宮城県地域文化遺産復興プロジェクト実行委員会 2019 年 p 5
- (14) 笠原信男 「『三輪流両部習合神楽秘伝鈔』の訓読」 『法印神楽への思想史的視覚—「三輪流両部習合

『神楽秘伝鈔』とその周辺』みやぎ伝承文化愛好会 2011年 p 146・148

(15) 笠原信男「本吉太々法印神楽の史料」『本吉太々法印神楽』本吉太々法印神楽保存会 2004年 p 121・153

(16) 笠原信男「『三輪流両部習合神楽秘伝鈔』の訓読」『法印神楽への思想史的視覚—「三輪流両部習合神楽秘伝鈔」とその周辺』みやぎ伝承文化愛好会 2011年 p 115

(17) 笠原信男「『三輪流両部習合神楽秘伝鈔』の訓読」『法印神楽への思想史的視覚—「三輪流両部習合神楽秘伝鈔」とその周辺』みやぎ伝承文化愛好会 2011年 p 122・24～126

(18) 天作姫・種持神・采仲神はいずれも三輪流神楽独自の説(家説)としている。

「五穀の種は天作姫が作り始め後、種持神という女神一人を下し給ひて諸神の御子を取り養育し給う。」

諸神は、種持の神の腹の中に五穀の種が有ると考えて、種持神を害して腹の中を御覧になった。しかし、腹に種は少しもなく、不思議にも神の御姿から五穀の種が生まれた」

種持神は『日本書記』本書の「保食神」であろう。『古事記』ではオオゲツヒメにあたる。『日本書紀』一書の「稚産靈」^{ワカミムスピ}を「當流天作姫の事ナリ」としている。采仲神は猿田彦の別名としている。笠原信男『三輪流両部習合神楽秘伝鈔』の注』『法印神楽への思想史的視覚—「三輪流両部習合神楽秘伝鈔」とその周辺』みやぎ伝承文化愛好会 2011年 p 203

(19) 笠原信男「本吉太々法印神楽の史料」『本吉太々法印神楽』本吉太々法印神楽保存会 2004年 p 119～143

(20) 雄勝町教育委員会編『雄勝法印神楽』雄勝町の文化財 2000年 p 23・24

(21) 笠原信男「本吉太々法印神楽の史料」『本吉太々法印神楽』本吉太々法印神楽保存会 2004年 p 124

(22) 本田安次「陸前濱乃法印神楽」『本田安次著作集 日本の傳統藝能 陸前濱乃法印神楽(復刻) 第四卷神樂IV』錦正社 1994年 p 150

(23) 石峯山秀盛「御神楽之大事」元文4年(1739)、引用は雄勝町教育委員会編『雄勝法印神楽』雄勝町の文化財 2000年 p 60・61

(24) 舗・鋪は「畳み物」、すなわち折り畳んでおり、使う時に広げるものを数える単位。荒薦はマコモを編んだ、目の粗いムシロ。

(25) 「ハカタノ木」は常緑樹の「マサカキ」と間違えたか。「ハカタ」としても『古事記』の天岩屋戸の段に出てくる「ハハカ」の誤記か。ハハカはウワミズザクラの古名で、では、『古事記』では焼いたハハカの木を雄鹿の肩骨にあて、生じたヒビで占いをしている。

(26) 『古事記』・『日本書紀』の飾り順は上の枝から玉、鏡、青と白の和幣であり、上と中の枝が逆、下枝は五行幣にしている。